

時短要請の対象となる飲食店の範囲について

令和4年1月20日

(1) テイクアウト、デリバリーについて

営業形態がテイクアウト専門やデリバリー専門である場合は時短要請の対象となりませんので、要請にかかわらず営業していただくことができます。

具体的には以下のような営業形態の場合は時短要請の対象外ですので、時短営業を行っていただいても協力金の支給を受けることはできません。

- ・ファストフード店、持ち帰り惣菜店、持ち帰り弁当店のように、テイクアウトを基本とする営業形態の店舗が、店内又は店舗周辺にテーブル・椅子等を並べて営業している場合で、常設の飲食用座席が5席未満のもの（※）
- ・屋台による営業
- ・キッチンカーなどの移動店舗を広場や駐車場等に駐車し、その周辺に飲食用のテーブル・椅子等を並べて営業しているもの

（※）厚生労働省の定義によるクラスターの目安が「5人程度」であることから、5席以上の座席を常設している場合を協力金支給の要件としています。

(2) フードコートについて

協力金の支給対象となるのは、自店舗用の飲食専用スペース（店舗の判断でお客様が使用できなくなるような措置を講じることができるもの）を有する飲食店ですが、ショッピングセンターやサービスエリアのフードコート等、複数の店舗が共用で使用する飲食用スペースがある場合は、フードコートに併設されている店舗は時短要請の対象となります。

ただし、フードコートと離れた場所にあるテイクアウトの店舗で、自店舗専用の飲食スペースを有しない場合は、フードコートやその他の共有のスペースで飲食をすることをお客様にご案内していたとしても、時短要請の対象となりませんので、時短営業を行っていただいても協力金の支給を受けることはできません。

(3) レジャー施設等

ボウリング場などのレジャー施設や映画館などで、飲食専用のスペースがなく、飲食以外にも利用できる休憩スペースなどで飲食する場合は、テイクアウト店舗として取り扱いますので、時短要請の対象となりません。ボウリング場でゲーム中にレーン横の席で飲食する場合や、映画館で上映中に飲食をしていただく場合なども同様です。

ただし、専用の飲食スペースを設けており、時短要請に伴い、当該スペース

が利用できないような措置（お客様が立ち入りできないように封鎖する等）を講じることができる場合は時短要請の対象となります。